

# 令和3年度事業報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 1. 事業報告の概要

5月に南予より松山市に転入した人工呼吸器を使う1日24時間重度訪問介護を用いられる方の一人暮らしについて、相談支援事業部、訪問介護事業部、研修事業部が協力し、スタートすることができました。他の事業所とも協力の上継続することができています。従来の24時間ユーザーの方についても維持することができています。しかしながら、ヘルパーステーションの人員が不安定であることは否めません。上記2名の利用者への派遣についても、その他の利用者についても安定的なヘルパー派遣体制には至っていません。現状では、ヘルパーステーションと他の部門との兼務を続ける職員が多数いることことから、各部門の事業成長に影響が出ていると捉えることができます。そのようなことから、法人の中核事業である「ヘルパーステーションあいほぶ」の運営がいかに軌道に乗るかが法人の方向性を左右することがより鮮明となる1年になりました。

法人全体としての、職員数の増、利用者数の増等業務拡大が続く中、「あいほぶ福祉相談センター」は、相談支援専門員の常勤者が2名増となり、担当件数も250人を超える規模となりました。そのため事業運営を事務局と同じ所在地で行うことが困難になり、御幸事務所を開設し、12月に移転させました。利用者・サービス事業所との関わりの中で、よりソーシャルワーカーとしての立ち位置や技術を意識した関わりが求められています。

これまで、重度訪問介護従業者養成研修や喀痰吸引等第3号研修を担ってきた「あいほぶ福祉研修センター」は、障害福祉従業者の情報交換や交流の場として「おしゃべりカフェ」を開始しました。次年度に向けて、社内研修の充実に向け議論を行う中で、「プライベートジム・ワーカーケア」の業務を研修センターから分離し新しい事業部として独立させていくなどの指針を持つことができました。

このように、課題に向き合う中、法人認知度が低いことが、集客や求人増への足枷になっていることが明確となり、新たな取り組みとして「広報部」を設置し、SNSなどを通じて活動を周知していく機会を持ち始めることができました。

法人の規模が拡大する中、従来の理事長を中心とした運営手法では限界があることもはっきりとしました。法人運営をどのように進めていくのか、ビジョンが求められる中、理事それぞれが、事業運営上の役割や、責任を果たすことが求められています。そのため、法人内の意思決定手法の見直し、組織体制の見直し、各事業部体制の充実等が課題となり議論される1年となりました。

## 2 特定非営利活動に係る事業報告（定款事業ごと）

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
あいほぶプラス						
(1) 福祉有償運送事業	登録不要の形式にて試験的運用を続けている。車両管理として車両管理責任者を位置づける。各部門が予約を行い車両を共有。	随時	木屋町事務所	3名	愛媛県内	1041
(2) 地域課題解決に向けた助け合い事業及び調査・研究・情報発信等事業	1月より試験的にシェルターの運用実績あり、管理としては、相談事業部が行うこととなった。また研修事業部にて「おしゃべりカフェ」を開催するなどして障害福祉従事者の交流、情報交換等を行った。	通年事業	本町事務所 コムズ等	3名	愛媛県民全てにおいて当事業を必要とする方	
ヘルパーステーションあいほぶ						
(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障害者総合支援法・居宅介護・重度訪問介護、介護保険訪問介護の一体的な事業運営を行っている。 ①派遣時間数 ・介護保険月平均 約100時間 ・障害（重度・居宅）月平均 約1200時間 ・移動支援月平均 約36時間	通年事業	木屋町事務所 3階にて運営 派遣は利用者居宅等にて	24名	愛媛県内（主に松山市内）総合支援法対象者	51664
(7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業	②派遣利用者 （3月末時点にて派遣・又は派遣予定あり） ・介護保険 3名 ・障害（重度・居宅）19名 ・移動支援 9名				愛媛県内（主に松山市内）介護保険法対象者	
(8) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業	事業運営の持ち方など、試行錯誤の1年となった。年度末には、週1回の運営の会議を定例化することができた。				愛媛県内（主に松山市内）予防訪問介護対象者	
(9) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	次年度に向けて運営の拡充が求められる。				愛媛県内（主に松山市内）移動支援対象者	

あいほ福祉相談センター							
(6)	障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業、一般相談支援事業・児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害者総合支援法における特定相談・一般相談支援事業・児童福祉法における児童相談支援を実施 利用者数（3月末時点） ・特定相談支援 225名 ・児童相談支援 30名 ・一般相談支援 2名 職員数5名※うち専従2名兼務2名パート1名 毎月、会議、事例検討会の実施ができています。令和3年12月に木屋町より御幸事務所に移転。	随時	木屋町事務所及び本町事務所を活用 →御幸事務所及び本町事務所を活用	5名	主に愛媛県中予地区（四国内の障害サービスを活用される方に対しても要請に応じて検討し提供）	16368
あいほ福祉研修センターに係る事業							
(10)	障害者総合支援法に基づく各種研修事業	介護初任者研修の修了がなくとも重度訪問に従事できる資格、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加過程の開催 開催回数2回 修了者3名	年1回以上 随時開催	本町事務所 木屋町事務所	5名	愛媛県内	3576
(13)	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録喀痰吸引等事業及び登録研修機関事業	ヘルパーなどが特定の人に吸引などを行うための資格研修、喀痰吸引第3号研修 基本研修・実地研修の開催 開催回数6回 修了者数11名  実地研修のみ 随時依頼に応じて。 修了者数 7名	年1回以上 随時開催	本町事務所 木屋町事務所	4名	愛媛県内	
(15)	その他本会の目的を達成させるために必要な事業①	パーソナルトレーニングWorkerCareを実施。主に体の不調や運動習慣の定着を目的とした個室でのマンツーマンの運動指導等  契約者数 32名 月平均セッション数 84本	通年事業	本町事務所	1名	愛媛県 中予地区	
(15)	その他本会の目的を達成させるために必要な事業②	障害福祉従事者の学びの場や、交流の場としての、おしゃべりカフェの開催 月1回 対面またはオンラインで実施  参加人数 38名 延べ人数 112名 実施回数 9回	通年事業	本町事務所・コムズ	1名	愛媛県 中予地区	
ペットサービスあいほぶに係る事業							
(14)	動物愛護法に基づく事業、ペットタクシー、ペットシッター等事業	主に、イヌの散歩や、トレーニング、移送を主な業務としている。えひめイヌ・ネコの会さんの保護猫活動への協力を行っている。思うように売り上げが増えないという側面もあり、事業運営の工夫が求められる1年となった。 契約犬数 45頭 月平均派遣数 30件	通年事業	木屋町事務所3階 具体的なサービス提供は居宅やドックランなど。	2名	愛媛県内	441
未実施の事業							
(4)	障害者総合支援法に基づく地域活動支援事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0
(5)	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0
(11)	介護保険法に基づく特定福祉用具販売・福祉用具貸与事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0
(12)	障害者総合支援法に基づく補装具・日常生活用具販売事業	実施に向けての検討等理事会にて行う。	随時	理事会等	4名	愛媛県内	0